

新潟県農業再生協議会 次第

令和8年2月26日（木）
新潟県自治会館 201 会議室

1 開会

2 情勢報告

3 協議事項

(1) 令和8年産米の需要に応じた生産について

(2) 令和8年度産地交付金の活用方針について

4 閉会

新潟県農業再生協議会 出席者名簿

令和8年2月26日(木) 9:30～
新潟県自治会館 201会議室

1. 会員

	氏名	所属・役職	備考
会長	石山 章	新潟県農業会議 会長	
副会長	横尾 良輝	新潟県農業協同組合中央会 専務理事	
副会長	神部 淳	新潟県 農林水産部長	
会員	高野 洋	全国農業協同組合連合会新潟県本部 県本部長	
会員	関口 眞佐徳	新潟県主食集荷商業協同組合 理事長	欠席
会員	伊花 純雄	新潟県担い手育成総合支援協議会 事務局長	
監事	坪谷 満久	新潟県土地改良事業団体連合会 専務理事	
監事	佐々木 豊	新潟県農業共済組合 組合長理事	

2. オブザーバー

	氏名	所属・役職	備考
オブザーバー	田口 将之	北陸農政局新潟県拠点 地方参事官	

食料システム法に関する地方説明会



MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2026年2月
新事業・食品産業部

概要



食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定（(2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等）。

(2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動

（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

〈支援措置〉

(2)の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資

農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等
(このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置)

(3)の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力。

(3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。

(4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

(5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能
・ (1)の基本方針の策定、(3)の判断基準の策定、(5)のうちの飲食料品等の指定
・ (5)のうちの団体の認定に係る準備行為

食料システム法による合理的な価格形成の促進（食品等の取引の適正化措置の全体像）

食品等の取引の適正化に関する基本方針（法第33条）

○ 取引適正化を推進する意義、判断基準の策定に係る考え方、コスト指標作成団体が果たす役割等を農林水産大臣が定める

飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本

飲食料品等の取引

売り手

買い手

取引における努力義務（法第36条）

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求め、理由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力

取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能

努力義務の実施状況を判断するための基準（判断基準）（法第37条）

- ⇒ 基本方針に基づき省令で策定
 - ・ 協議の速やかな開始
 - ・ 協議における公表資料の尊重
 - ・ 検討結果の説明 等

指定飲食料品等

飲食料品等のうち、取引において、通常費用を認識しにくい品目を省令で指定（法第41条第1項）

基本方針に基づき、コスト指標作成団体を農林水産大臣が認定（法第42条第1項）

認定団体がコスト指標を作成・公表

実効性の確保

情報提供
措置の実施

農林水産大臣

情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査により、情報収集・状況把握（フードGメン）

判断基準に基づき確認

適切な実施を確保するため必要な場合、指導・助言（法第38条）

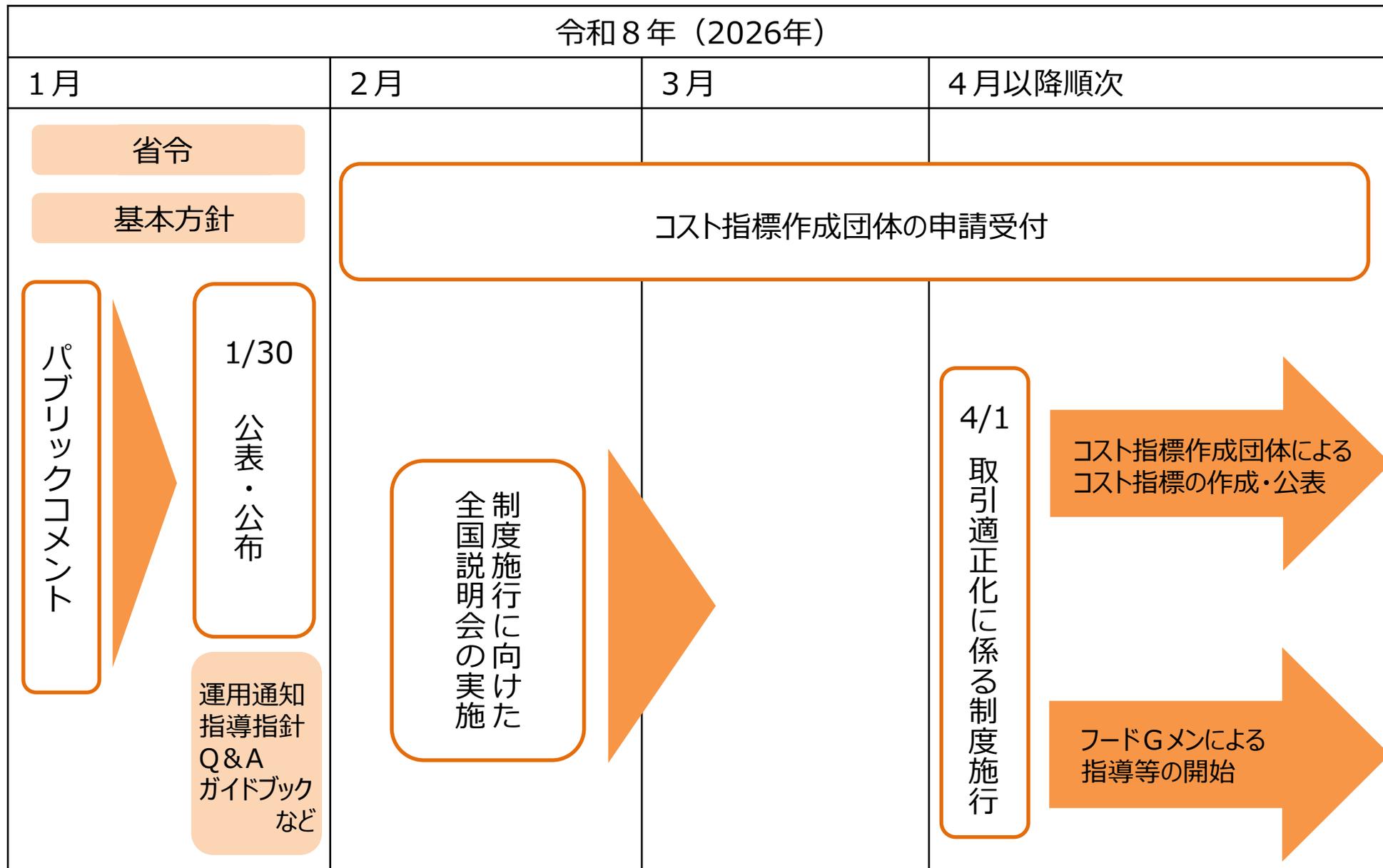
実施状況が著しく不十分な場合、実態の改善を勧告（法第39条第1項）※

勧告に従わない場合、事業者名、勧告した旨を公表（法第39条第2項）

公正取引委員会への通知

※ 報告徴収・立入検査を実施。

施行に向けたスケジュール



努力義務について



- 食料の価格は、需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本。
- こうした自由競争を維持しつつも、食品の持続的な供給を図るため、農林漁業者・食品等事業者に対し、取引における**2つの努力義務を措置**。
- 努力義務が果たされているかを判断する基準として、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**を省令で規定。

対象：食料全般

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の**努力義務**を通じ
実質的かつ**誠実な協議**等を促進

努力義務の適用対象

- 食料システム法における努力義務は、取引を行う人とその取引の内容によって適用対象となるか判断される。
- 適用対象は、飲食料品等事業者等で行う、飲食料品等の売買その他の取引

努力義務の
適用対象

=

飲食料品等事業者等

+

売買
その他の取引

対象者

飲食料品等事業者等とは、

- ① 飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者
- ② 飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者 を合わせた総称

※ 製造、加工、流通又は販売の事業を行う者とは、営利目的かどうかは問わず、外形的に製造、加工、流通又は販売を行っているとは判断される場合は対象となる。

飲食料品等の定義

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。)(食料システム法第2条第10項)

①飲食料品



そのまま又は調理して食べるもの

②飲食料品の原料又は材料として使用されるもの



こんにゃく芋(こんにゃく粉)や茶葉、生乳など

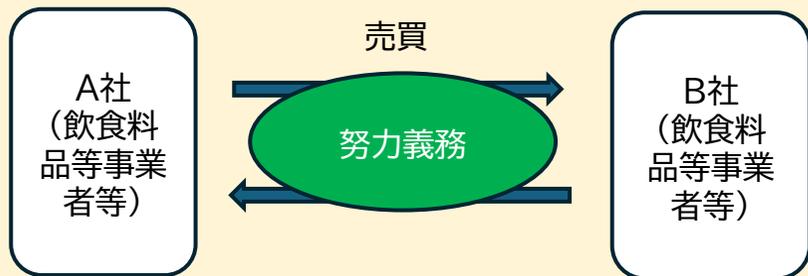
努力義務の適用対象

対象取引

食料システム法の努力義務の適用対象となる取引は、飲食料品等事業者等同士で行う飲食料品等の「売買その他の取引」

飲食料品等の売買

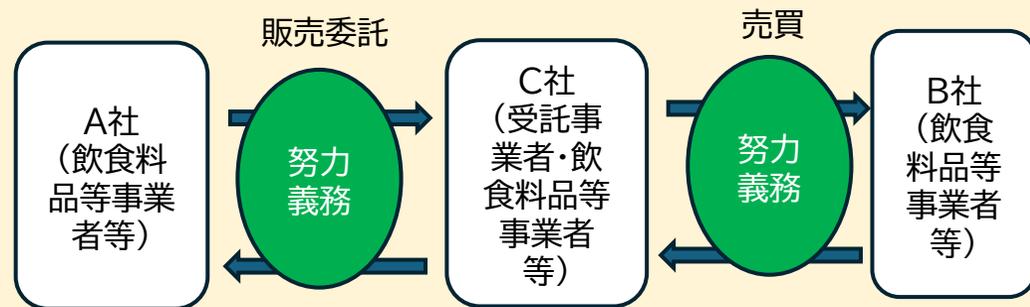
飲食料品等事業者等同士で直接売買を行う取引形態を指す



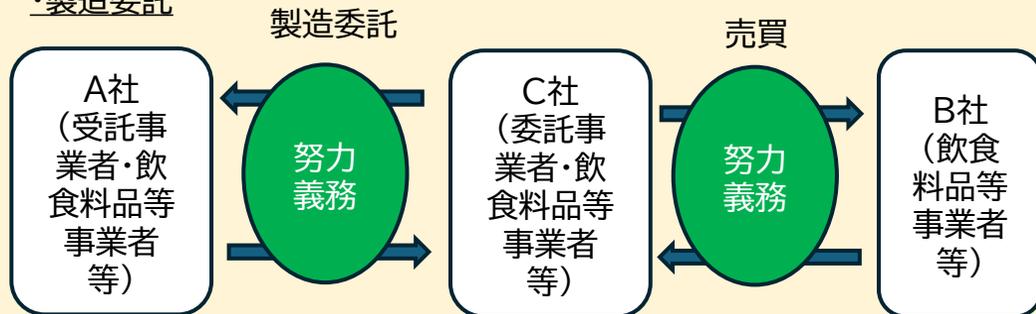
その他の取引

その他の取引には、飲食料品等の委託販売や製造委託を含む

・委託販売



・製造委託



※ 当事者間で取引条件の協議の余地がない取引(競りや入札等)については、実質的に、取引条件に係る誠実協議に関する努力義務に対する指導等の適用対象外となる。



判断の基準となるべき事項について

○ 食料システム法においては、食品の持続的な供給を図るため、農林漁業者・食品等事業者に対し、取引における**2つの努力義務を措置**。

〈努力義務①〉 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して取引条件の**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**

〈努力義務②〉 取引の相手方から**商慣習の見直し**等の**持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**

○ 努力義務が果たされているかを判断する基準として、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**を規定。

取引条件に係る誠実協議

商慣習等に係る検討・協力

① 協議の速やかな開始

取引の相手方から、取引条件に関する協議の申出がされた場合には**速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。**

② 協議における公表資料の尊重

取引条件に関する**具体的な根拠となる資料**のほか、**公表資料**又は**指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用**に関して参照すべき指標（**コスト指標**）を用いた**説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。**

➤（問題となり得る具体例）公表資料やコスト指標を用いた説明に加えて過度に詳細な費用の内訳の提出を求めること

③ 協議において取引条件の一方向的な決定を行わないこと

取引条件に関する協議にあつては、**飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方向的に決定しないこと。**

➤（問題となり得る具体例）補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一方向的に決定すること

④ 提案に対する検討・協力の速やかな開始

取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、**速やかに必要な検討及び協力を行うこと。**

➤ 持続的な供給に資する取組の提案の具体例
① 納品期限の緩和（1/3ルールの見直し）・納品頻度（回数）の削減
② 発注を早期に行うこと（リードタイムの延長）
③ 日付逆転品・日付混合品の納品の容認
④ 欠品に伴う金銭的ペナルティの廃止
⑤ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用

共通

⑤ 協議の申出等を理由とする不利益取扱いを行わないこと

取引条件に関する協議の申出又は**持続的な供給に資する取組の提案のみを理由として、当該申出又は当該提案をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。**

⑥ 協議等における必要な説明等の実施

取引の相手方から示された、持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために**考慮を求める事由**又は**持続的な供給に資する取組の提案**に関して、その**検討結果及びその理由の説明**その他**必要な情報の提供を行うこと。**

① 協議の速やかな開始（規則第25条第1号イ）

事例①

コスト上昇等の根拠を示して取引価格を引き上げたいという協議の申出があったが、繁忙期を理由に取り合わなかった。



事例②

協議を半年ごとに行うことで合意しており、前回の協議から半年経過したため協議の申出を受けたが、応じなかった。



Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限（期限が示されなかった場合は約1か月程度。）までに、協議を開始することが必要
- ✓ 繁忙期でどうしても対応ができない場合には、期限を延長する合理的な理由（※）を取引相手に説明し、期限を延長することについて納得を得ることが必要

（※）合理的な理由であるか否かについては、申出があった協議の内容や申出を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断

Point

- ✓ 定期的に協議したいと言われていたにもかかわらず、一方的に次回以降の協議に応じない場合には努力義務違反となりうる
- ✓ 定期的な協議を希望する飲食料品等事業者等は、協議の際に次回協議の希望時期や定期協議の希望頻度を提示し、双方で合意することが望ましい

② 資料の尊重（規則第25条第1号ロ）

事例①

公的統計等を用いて原材料価格が高騰していることを説明されたにもかかわらず、容易に算出することが困難な個別費用の内訳を説明するデータを提出しないと一切協議に応じられないと伝えた。



（すでに公的統計で説明されたけど…）
もっと細かいデータを出してくれないなら一切協議には応じません。

事例②

個別にコスト上昇分を切り出して示すことが難しい場合に、公的統計やコスト指標等を用いた説明を受けたが、合理的な根拠がないものとして扱った。



公的統計を見せられてもねえ…
あなたのところは別にコスト上がってないんじゃないの？
それしか出せないなら協議はしません。

Point

- ✓ 協議の検討をするに当たり、必要な限度において追加の情報を求めることは努力義務違反には当たらない
- ✓ 容易に算出することが困難又は提示のために調査を要するデータや、営業上の秘密に当たる詳細な費用の内訳資料の提出を求めるなど過度な負担を強いることは協議の申出に対する萎縮や協議の取り下げにもつながる行為であり、努力義務違反となりうる

Point

- ✓ 具体的な費用の内訳等を示した資料を用いた説明に対してはもちろんのこと、公的統計やコスト指標、その他客観的な事実に基づいた公表情報を用いた説明に対しても、合理的な根拠があるものとして尊重することが必要

③ 一方的な決定の禁止（規則第25条第1号ハ）

事例①

取引の相手方が補助金を受け取っていることを理由として、一方的に納品価格を引き下げる決定をした。



補助金これだけ受け取ってるんでしょ？
だったらその分安く取引してね。

事例②

委託販売の際に、受託者側から市況に応じた取引価格の提案があったにもかかわらず、委託者が、一方的に取引条件を押し付けた。（「協議の速やかな開始」の努力義務違反にもなりうる）



需要がどうかそんなのいいから！
この値段で必ず売り切ってください。

Point

- ✓ 「一方的に決定する」とは、取引当事者間双方の自由な意思に基づくことなく、取引価格等の取引条件を決定することである
- ✓ 取引の相手方の希望通りの取引価格等の取引条件で決定されなかったとしても、**実態を伴った協議の結果**であれば、一方的とは言えないため努力義務違反には該当しない

④ 商慣習の見直し等の速やかな検討・協力（規則第25条第2号）

事例①

3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることを理由として、検討することなく取り合わなかった。



3分の1ルールを見直してほしいって…
他も3分の1ルールで納品してるんだから文句言うな。

事例②

納品頻度の低減に関する提案があり、まずは対応が可能なものについて実施することで双方が合意したが、実行に移さずに数か月が経過した。提案者から何度か確認の連絡があったが、従前どおり発注を行っている。



協力するって言ってたのに何も変わらないじゃないか！

Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限までに、検討の結果を説明することが必要
- ✓ 期限内に対応することが難しい場合には、期限を延長することの合理的な理由(※)を取引相手に説明し、期限を延長することについて理解を得ることが必要

(※) 合理的な理由であるか否かについては、提案を受けた飲食品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断

- ✓ 検討の結果を踏まえ、提案内容のうち対応が可能なものについては、双方が合意した期限までに提案の内容に沿って行動することが必要



⑤協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止（規則第25条第3号イ）

事例

今までは言い値で取引(購入/販売)ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、申出をするなら取引を止めると示唆して、申出を取り下げさせた。



取引価格上げてほしいとか
いうならもうこれ以上取引
しないよ？

Point

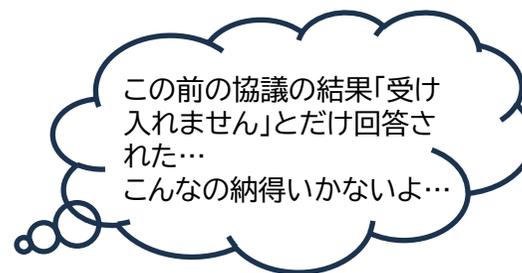
- ✓ 「不利益な取扱いを行わないこと」とは、協議の申出等をきっかけに取引の相手方の利益を不当に害しないことである
- ✓ 取引条件の協議の結果、飲食料品等の価格を上げることによって、販売数量が減少する見込みであることを理由とした取引数量の削減等については、努力義務違反には当たらない



⑥ 協議の申出等の検討結果の説明（規則第25条第3号ロ）

事例

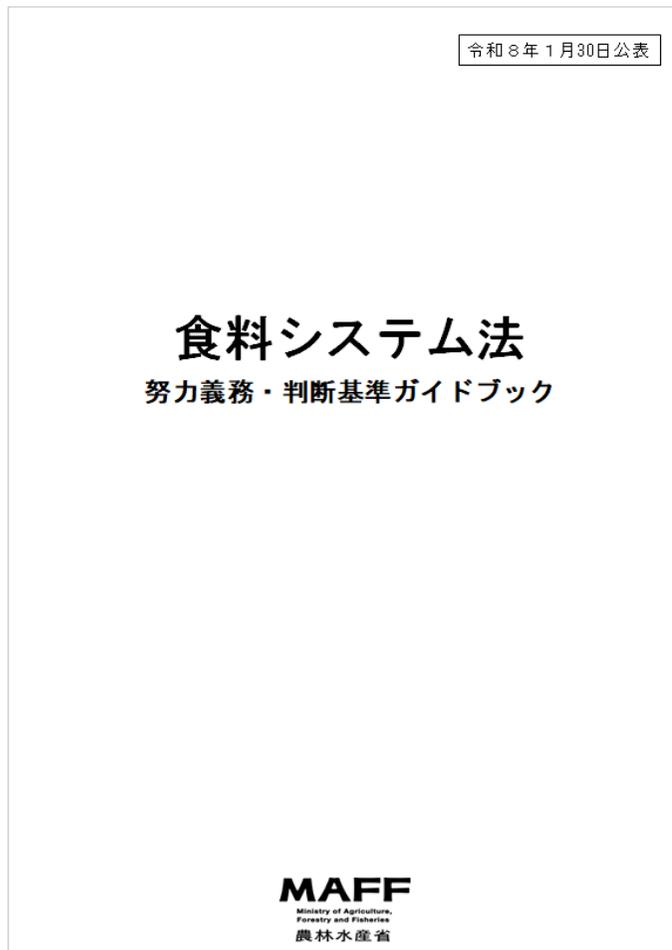
取引価格を引き上げたいと根拠を示して協議の申出があったが、社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、取引の相手方に対して、受け入れ不可の旨のみ回答した。



Point

- ✓ 協議の検討結果については、ただ受け入れ可否を回答するだけでなく、受け入れられない取引条件等については、その理由を合理的な根拠とともに説明することが必要
- ✓ 受け入れられない場合には、協議の内容に関する懸念点を説明することで新たな条件での提案を促すことや、市場の状況を説明することで受け入れやすい最適な時期に改めて協議の申出等を行うよう示唆することが必要

これらの努力義務違反などをガイドブックでわかりやすく紹介しています！！



詳しくはこちらをご参照ください



実効性の確保について



飲食料品等の取引の適正化に関する実効性の確保

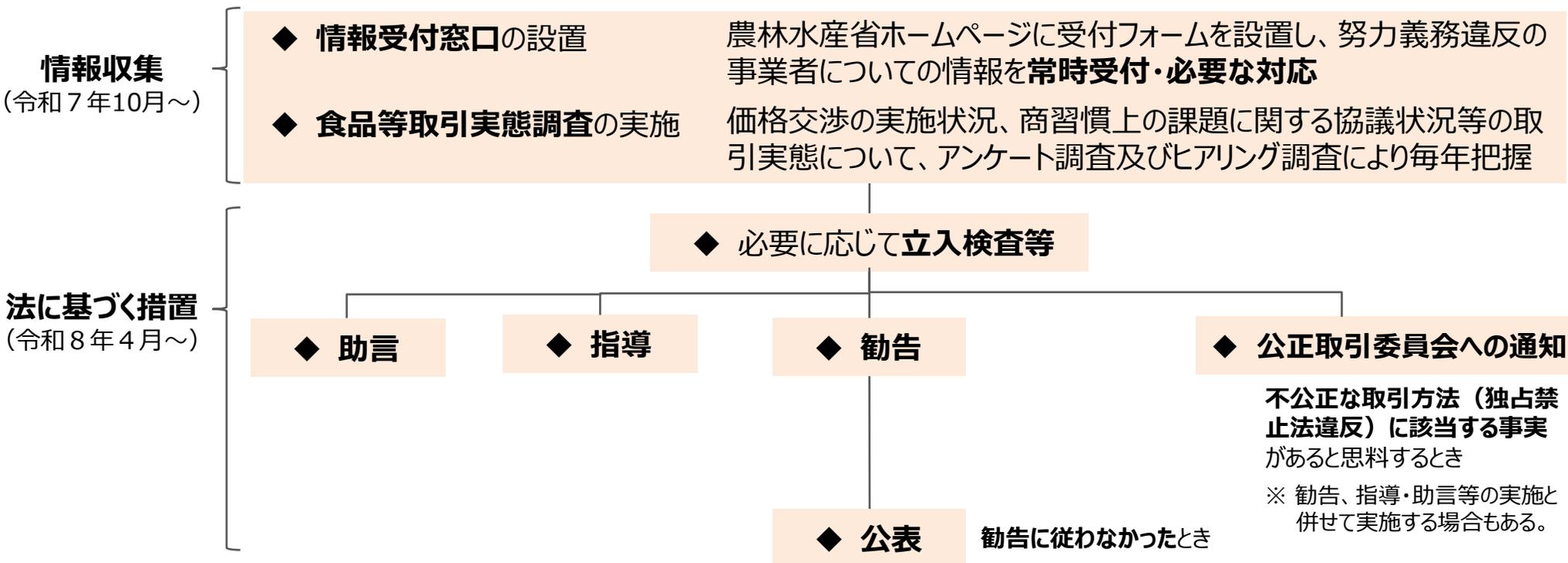
- 食料システム法に基づく措置の実施（令和8年4月以降）に先立ち、令和7年10月から、**フードGメンの配置、情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査**を実施。
- 制度の実行性を確保するため、**更なる体制整備**を図る。

1 体制整備

◆ フードGメンの配置

令和7年10月1日 本省2名、地方農政局等16名を配置し、計18名体制によるフードGメンを発足。

2 指導、勧告等の措置の流れ





フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施

- フードGメンは、情報受付窓口や食品等取引実態調査等によって得た情報をもとに、**判断基準に照らして努力義務に対する措置を適確に実施していない場合、必要に応じて指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知を実施。**
- 指導・助言、勧告・公表の措置を行うに当たっては、**行政指導指針をもとに統一的な判断を実施。**

法第38条（指導及び助言）

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の**食料システム法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは**、当該飲食料品等事業者等に対し、**判断基準を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言を実施する。**

助言

時期、取引の相手方、取引の内容に関する情報が得られた場合など、飲食料品等事業者等が食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）**疑いがあるにすぎない場合**

助言書のポイント

- 努力義務違反の疑いがある**事業者宛に送付。**
- 努力義務違反の疑いがある情報を把握した段階であり、努力義務違反の**事実が確認されたものではない。**
- **改善報告等は求めず**に、**自主的な気づきを促す**ことが目的。
- 助言を受けたことについて**公表はされず、行政上何らかの不利益を被ることはない。**
- 疑うに足りる相当な理由があると判断できる情報を把握した場合には、指導等を行う。



指導

次のいずれかにより、飲食料品等事業者等に努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由がある場合

- ① **裏付けとなる資料等**（売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等）を含む情報が得られたとき
- ② 食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から**自発的な申出**を受けたとき
- ③ **複数の**情報提供者から同様の**情報**が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由があるとき

指導書のポイント

- 努力義務違反を行ったと疑うに足りる相当な理由がある**事業者宛に送付**。
- 努力義務違反の疑うに足りる相当な理由があると判断している段階であり、努力義務違反の**事実が確認されたものではない**。
- **改善報告等は求めず**に、**自主的な気づきを促す**ことが目的。
- 指導を受けたことについて**公表はされず**、**行政上何らかの不利益を被ることはない**。
- 努力義務違反の疑いがある事業者に本社がある場合は、**本社宛てに指導を行った旨の連絡**。
- 努力義務違反が明らかとなった場合において、食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、**勧告**を行う。

別記様式第2号

文書番号
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する指導書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣 名 ※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号、以下「法」という。）第38条の規定に基づき、下記のとおり指導します。

記

1 指導の対象となった行為

2 指導の内容

【問合せ先】
農林水産省〇〇局 〇〇課
電話：

（施行注意）

※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長
※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

（備考）

・本件については、貴事業所が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）と疑うに足りる相当な理由があると判断している状況であり、必ずしも努力義務違反の事実が確認されたものではありません。

・この指導は、組織内で問題意識の共有と事実確認の上、改善すべき点が見付かった場合、自主的に法第36条各号に掲げる措置の適確な実施をしていただくためのものです。

別記様式第2号

・指導の対象となった行為の詳細を確認されたい場合は、問合せ先までご連絡をお願いいたします。
・指導を受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはありません。
・当局から改善報告等を求めることはいたしません。自主的に改善報告等を行うことを妨げるものではありません。
・事業所等に指導文書を発出している場合は、本社にも別途連絡を行っております。

今後、努力義務違反が明らかとなった場合において、貴事業所の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、勧告を行うことがあります。



フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施

法第39条(勧告及び公表)

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をする。また、当該勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表する。

勧告

飲食料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして**明らか**である場合であって、以下のいずれかに該当するとき

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、**その後もなお同様の努力義務違反があったことを確認したとき**
- ② **組織的に努力義務違反をしたことを確認したとき**
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対して勧告を行うことが適当と認めるとき

勧告書のポイント

- 努力義務違反が明らかである事業者の**本社宛に送付**。
- 是正期限内に改善が確認されない場合や、改善後1年以内に同様の努力義務違反を行ったことを確認した場合には、公表。

別記様式第4号

文書番号
年 月 日

飲食料品等の取引の適正化に関する勧告書

氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）

農林水産大臣 名※

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

下記の是正期限内に改善が確認されない場合や、改善後1年以内に同様の努力義務違反を行ったことを確認した場合には、法第39条第2項の規定に基づき、当該事実を公表する旨申し添えます。

記

- 1 勧告の対象となつた行為
- 2 措置の状況が著しく不十分である判断基準
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条第○号
- 3 判断の根拠
- 4 勧告の内容
- 5 是正期限

（施行注意）

※ 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等



公表

勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときに行う。

「勧告に従わなかったとき」とは、以下のいずれかに該当するときをいう。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反を確認したとき

公表事項

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日（勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。）
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項（飲食料品等事業者等の秘密を除く。）

別記様式第5号

文書番号
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する公表通知書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣 名※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、下記の内容を公表します。

記

(1) 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 事業の概要

(3) 努力義務違反の内容

(4) 勧告の内容

(5) 勧告を行った年月日

(6) 指導又は助言を行った年月日

※勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。

(7) 公表を行うに至った理由

（施行注意）

※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長

※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

公表通知書イメージ

コスト指標について





- コスト指標は、持続的な供給に要する費用(生産、製造、加工、流通又は販売といった各段階において食料の供給に要する費用)を示す指標であり、飲食料品等の事業者の努力義務である誠実な協議を促進するために、通常取引において費用が認識しにくい飲食料品等(指定品目)を対象に作成されるもの。
- 公正で信頼できる指標であることが求められるため、農林水産省が定めた認定基準をクリアした民間の団体がコスト指標を作成する。
- 指定品目を扱う取引の協議に当たり、参考として活用いただくことが可能。
- × 認定された民間の団体が作成するコストの指標であり、「国が認めた最低限取引価格」といったものではない。

コスト指標の作成／コスト指標作成団体について



生産から販売に至る各段階の関係者により、コスト指標を作成する必要性や課題感について認識を共有し、対応方法について議論

農林水産大臣による**指定飲食料品等の指定**

※取引において、通常、費用を認識しにくい品目を指定



コスト指標作成団体による認定申請

業務内容

- (1) 持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標（コスト指標）の作成、指標作成に資する資料の収集、指標の公表
- (2) 対象品目の持続的な供給の必要性や、コスト指標について、事業者や消費者等の理解増進に必要な情報の提供



農林水産大臣による認定

認定要件

- (1) 申請書、業務規程の内容が次の基準に適合すること。
 - ① 基本方針に照らし適切であること。
 - ② 法令に違反しないこと。
- (2) 業務規程の内容が次の基準に適合すること。
 - ① 持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。
 - ② 生産、製造、加工、流通又は販売の各段階（品目の事情に応じて必要な各段階）を代表する者を参画させること。
- (3) 業務を行う知識・能力・経理的基礎を有すること。

※ 農林水産大臣は、認定にあたって、利害関係人の意見聴取、公正取引委員会との協議が必要。

※ この他、資料の漏えい・滅失・毀損の防止など秘密保持・安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要。

指定飲食料品等の指定とコスト指標の作成に必要な参画者の段階



飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、取引において持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産大臣が省令で指定。(法第41条第1項)

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）
令和8年4月1日施行（1月30日公布）

（指定飲食料品等の指定）

第二十六条 法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食料品等を指定飲食料品等として指定する。

- 一 米穀
- 二 野菜
- 三 豆腐
- 四 納豆
- 五 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。）

（指定飲食料品等ごとの段階）

第二十九条 法第四十二条第四項第三号ロの農林水産省令で定める段階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 米穀 生産、流通及び販売
- 二 野菜 生産、加工、流通及び販売
- 三 豆腐 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 四 納豆 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 五 飲用牛乳 その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売

コスト指標の作成に当たって、品目の事情に応じて、団体や協会等の代表者に参画していただく必要がある段階



品目ごとのコスト指標作成候補団体の調整状況

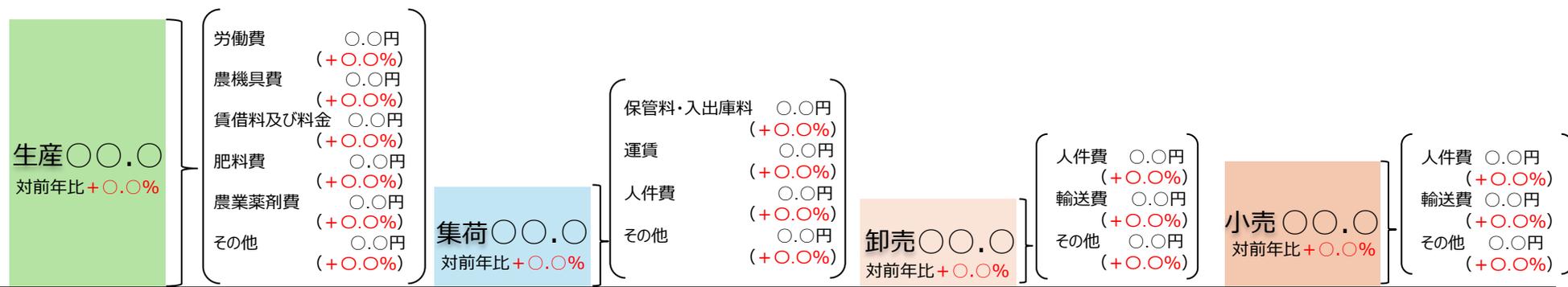
米	米穀機構 をコスト指標作成団体とし、その中に、「コスト指標作成等委員会」を設置 【コスト指標作成等委員会の委員】 生産・集出荷団体、卸団体、小売団体 等
野菜	新規団体 の立ち上げを前提に、生産・集出荷団体と加工団体が中心となって調整中 【参画予定団体】 生産・集出荷団体、卸団体、仲卸団体、加工団体、小売団体 等
飲用牛乳 (成分調整牛乳を除く。)	新規団体 の立ち上げを前提に、生産・集出荷団体と製造団体が中心となって調整中 【参画予定団体】 生乳の生産・集出荷団体、飲用牛乳の製造団体、小売団体 等
豆腐・納豆	新規団体 の立ち上げを前提に、製造団体が中心となって調整中 【参画予定団体】 大豆の生産・集出荷団体、豆腐・納豆の製造団体、卸団体、小売団体 等

コスト指標のイメージ (案)

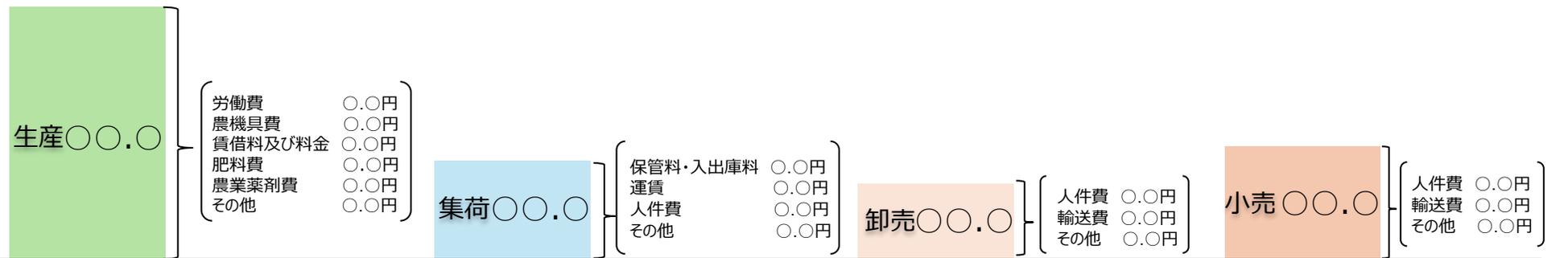


※本イメージ図は、仕入れ原価以外の費用を示すもの

【令和〇年〇月時点】



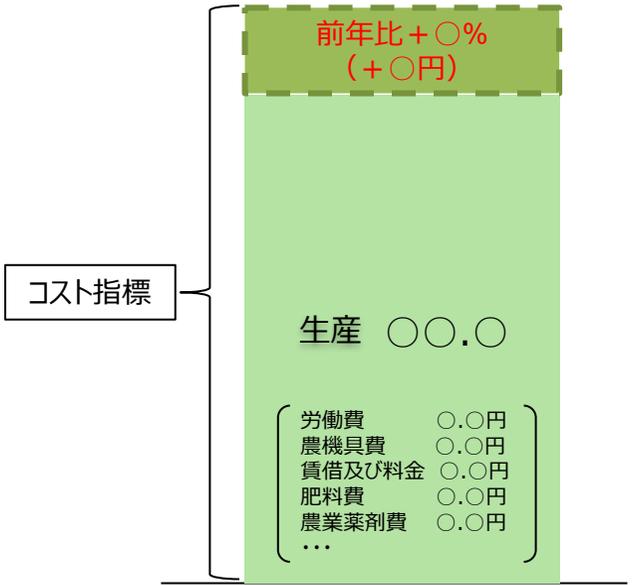
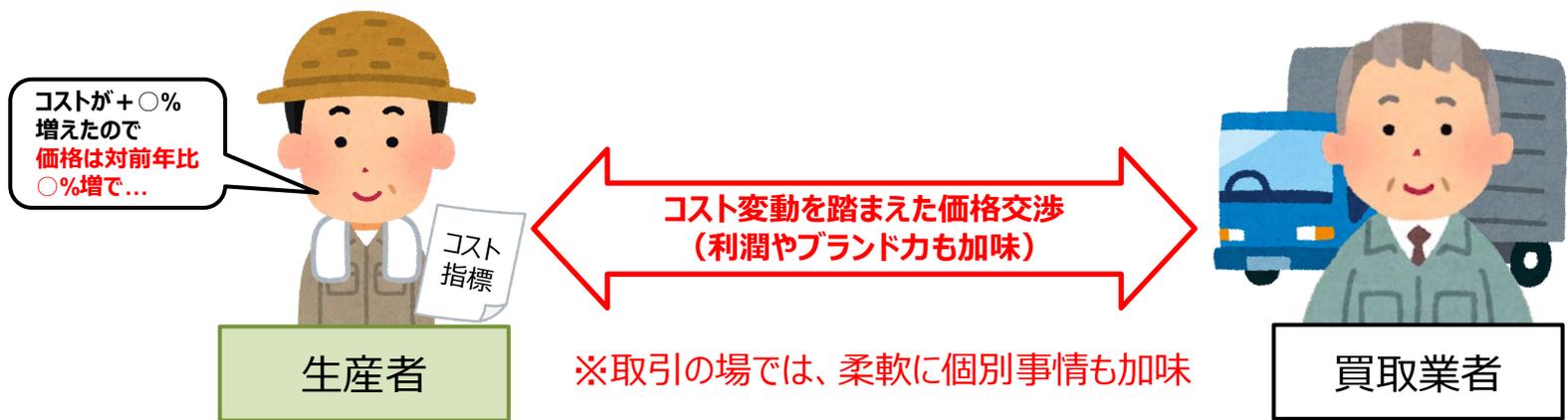
【令和△年△月時点 (前年)】



米のコスト指標の価格交渉の場（生産者と買取業者間）での活用イメージ（案）



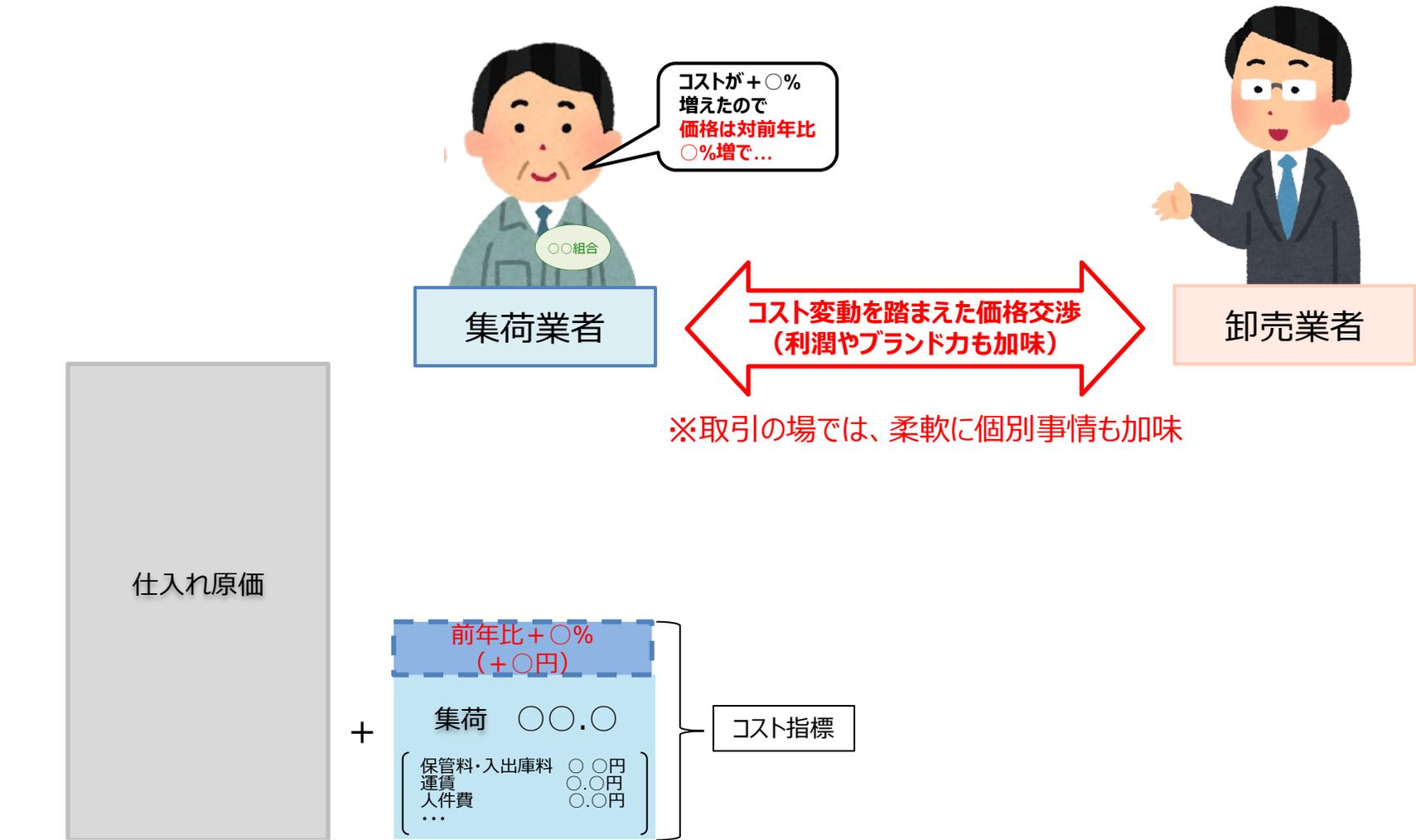
○ コスト指標（生産段階）をもとに前年からの変動率などを踏まえ、利潤やブランド力も加味して価格交渉。





米のコスト指標の価格交渉の場（集荷業者と卸売業者間）での活用イメージ（案）

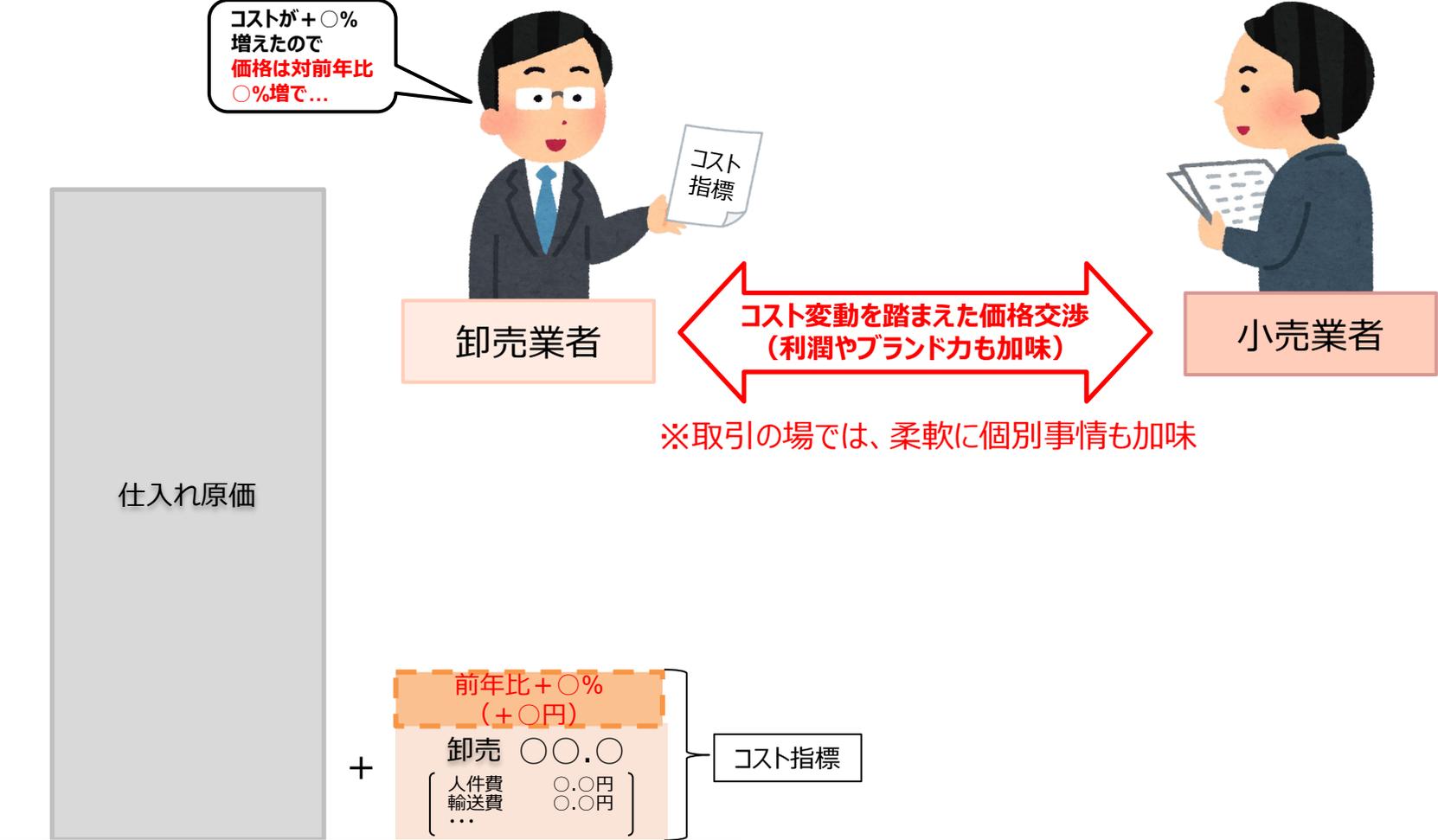
○ 仕入れ原価やコスト指標（生産段階・集荷段階）をもとに前年からの変動率などを踏まえ、利潤やブランドカも加味して価格交渉。



米のコスト指標の価格交渉の場（卸売業者と小売業者間）での活用イメージ（案）



- 仕入れ原価やコスト指標（生産段階・集荷段階・卸売段階）をもとに前年からの変動率などを踏まえ、利潤やブランドカも加味して価格交渉。



コスト指標の消費者向けの活用イメージ（案）

- HP等で関係者の役割やコスト指標を表示。(小売事業者が必要に応じて消費者への説明に活用)
- メディア等への露出を通じて、広く消費者に費用を認識した購買行動を促す。(フェアプライスプロジェクト等)

○各段階の役割とコスト

①生産段階

稲を栽培して収穫、出荷。
労働費、農機具費、燃料費、肥料費、農薬費等



②集荷段階

集荷（委託・買取）した米を検査、保管し、卸売業者等に販売。
保管料・入出庫料、運賃、人件費等



③卸売段階

集荷業者等から仕入れた米を精米し、検査等を行い、全国のスーパーやレストラン、外食等へ販売。
機械費、包装容器代、輸送費等

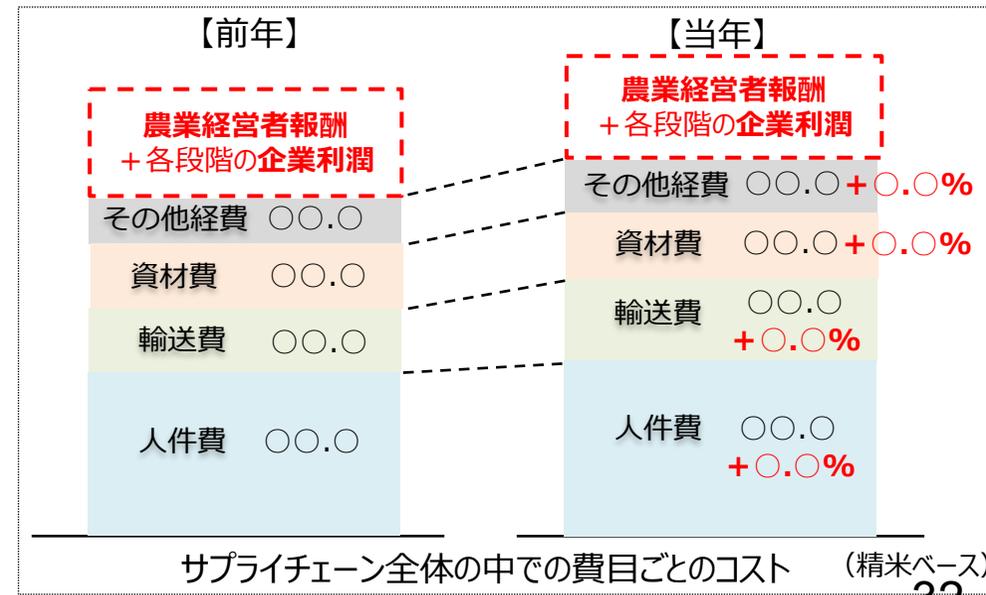
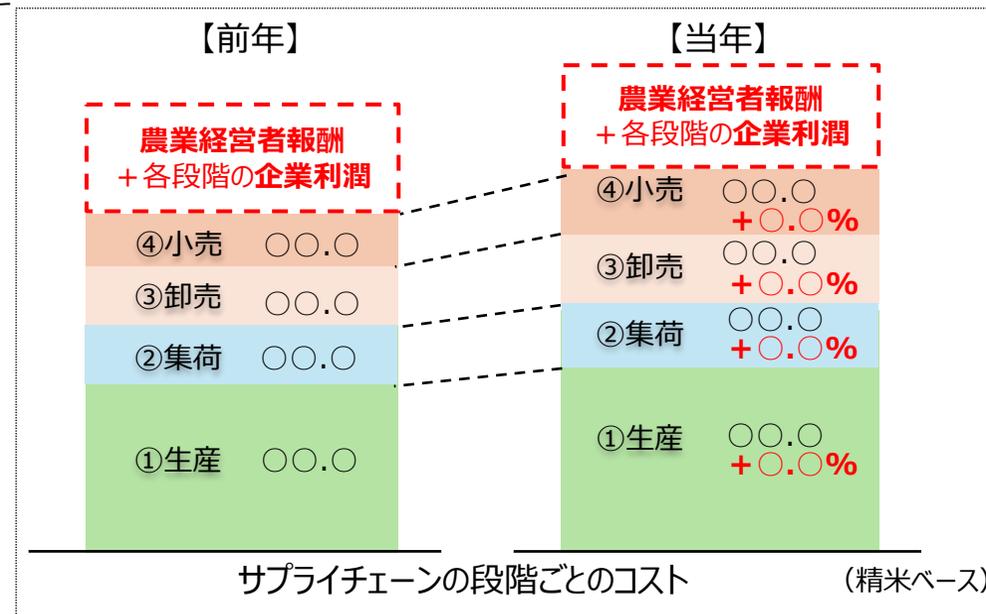


④小売段階

精米・袋詰めされた米を店頭販売。
人件費、店内設備費、水道光熱費等



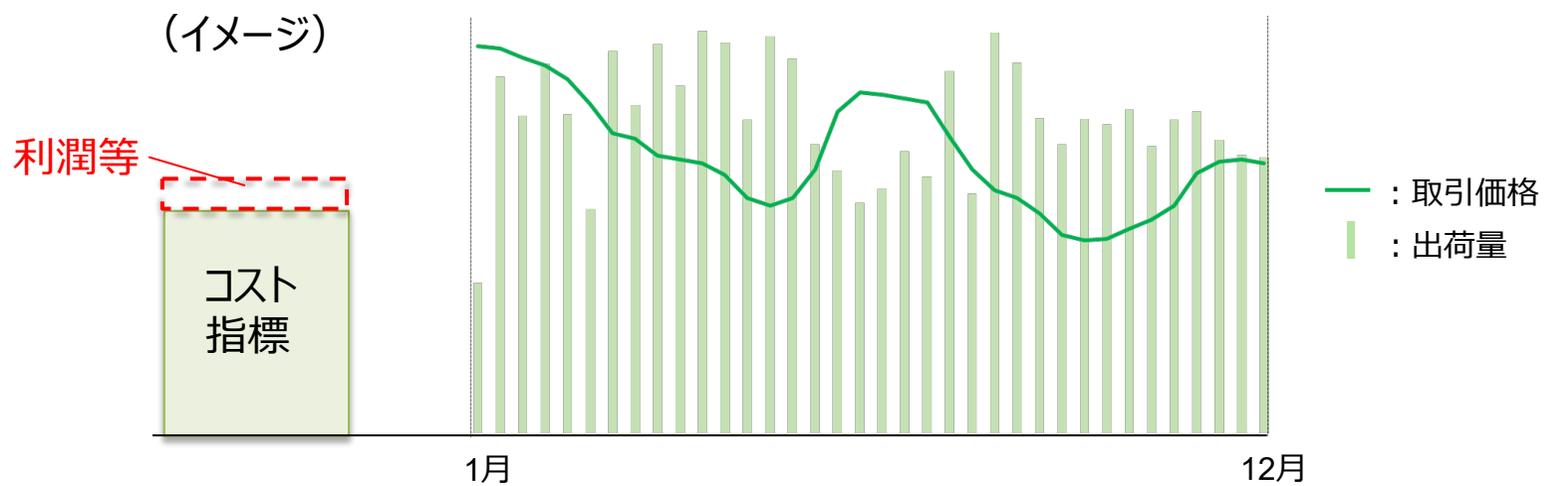
コスト指標



市場におけるコスト指標の活用イメージ



- 市場開設者は、コスト指標をHPや場内掲示により公表。
- 日々の市場取引においては、市場の価格形成機能により、その時々需給や品質に応じて取引価格が決定される。
- 日によっては、取引価格がコスト指標を参考に自らの条件や利潤等を加味して交渉した取引条件を上回ることもあれば、下回ることもある。



- 一方、取引価格がコストを恒常的に下回っている場合、当該品目の持続的な供給に支障が生じる可能性。

- 産地と卸売業者が、**出荷シーズン前に行う産地の出荷会議等で、価格・数量等の条件協議を行う際にコスト指標を活用し**、相場・出荷量・在庫量等についても検討。
- 仲卸業者、小売業者も、こうした会議等の場に積極的に参加。

そのコスト指標の使い方、法律違反かも！？



- コスト指標の使い方によっては、食料システム法や独占禁止法等に違反するおそれがある。
- 問題となる事例をよくご確認ください、正しい使い方を使うことが重要。

買い手側によるコスト指標を基準とした一方的な取引価格の決定

取引価格の決定に当たり、買い手側が売り手側のコストの事情等を考慮せずに、コスト指標を基準とした価格での取引を一方的に押し付ける。

事例①

売り手側から、実際にかかっているコストをもとにコスト指標よりも高い価格での取引を希望されたが、売り手側のコストの事情等を一切考慮することなく、コスト指標を根拠に**一方的に取引価格を決定した。**



こういった行為は、**食料システム法の努力義務違反(一方的な取引価格の決定)**に該当するおそれがあります！(※)

(※) 食品等の取引に関し、優越的地位の濫用や再販売価格の拘束などの「不公正な取引方法」(独占禁止法第2条第9項)に該当する事実があると思料される場合は、農林水産省から公正取引委員会に通知するものとなっています。

そのコスト指標の使い方、法律違反かも！？



売り手側によるコスト指標を基準とした一方的な取引価格の決定

コスト指標はあくまでコストを説明する際の参考であるにもかかわらず、コスト指標を基準とした価格での取引を一方的に押し付ける。

事例②

売り手側が買い手側に対して、コスト指標を基準に「〇〇円以下での販売は認めない」などと、**買い手側の販売価格を指示した。**

(売り手が示した希望価格で売り手に代わって販売するときに、売れ残りなどのリスクを売り手が負担しない場合も含む)



コスト指標がこの価格なんだから、〇〇円以上で絶対に売ってね。もし売れ残っても引き取らないからね。

こういった行為は、**食料システム法の努力義務違反(一方的な取引価格の決定)**に該当するおそれがあります！(※)

(※) 食品等の取引に関し、優越的地位の濫用や再販売価格の拘束などの「不公正な取引方法」(独占禁止法第2条第9項)に該当する事実があると思料される場合は、農林水産省から公正取引委員会に通知するものとなっています。

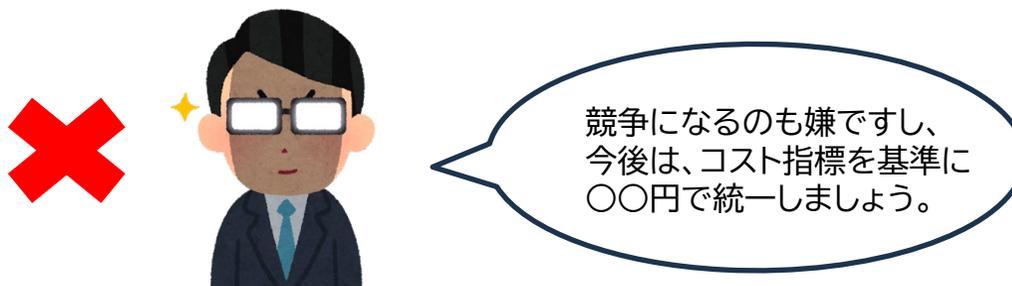


コスト指標を基準とした同業者間の価格に関する合意形成等

- 事業者団体がその構成事業者に対し、コスト指標を基準とした価格の決定を強制する。
- コスト指標を基準として同業者間で価格に関する合意を形成する。

事例③

- コスト指標を参考としつつも、実際の取引条件は取引当事者間の協議の結果決定されるものという原則を無視し、事業者団体に属する事業者に対して今後の取引価格については**必ずコスト指標を基準とした価格を最低ラインとするよう強制した。**
- コスト指標を基準として、競争を避けるため当該品目に関しては「〇〇円で取引をしよう」と**同業者間で決定した。**



こういった行為は、事業者間で行われる行為については**不当な取引制限(独占禁止法第3条)**、事業者団体が行う行為については**一定の取引分野における競争の実質的な制限(同法第8条1号)**又は**構成員事業者の機能又は活動の不当な制限(同条4号)**に違反するおそれがあります！

そのコスト指標の使い方、法律違反かも！？



同業者間の利潤に関する合意形成

コスト指標を基準とした取引条件の設定において、乗せる利潤について事業者間で合意を形成する。

事例④

実際の取引条件の協議の場では、コストの積み上げであるコスト指標に加えて、利潤やブランド力を加味して交渉することが必要であるが、利潤の部分について事業者間で決定して、価格の共通の目安を作った。



こういった行為は、不当な取引制限(独占禁止法第3条)に違反するおそれがあります！



1. 食料システム法における食品等の取引適正化措置をご紹介

(参考:農林水産省ホームページ)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>



2. 食料システム法 努力義務・判断基準ガイドブック

(参考:農林水産省ホームページ)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/250623-33.pdf>



3. ちょっと待って！そのコスト指標の使い方・・・法律違反かも！？

(参考:農林水産省ホームページ)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-23.pdf>



4. 指導指針

(参考:農林水産省ホームページ)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-12.pdf>



5. 指導・助言、勧告・公表の様式など(事務取扱要領)

(参考:農林水産省ホームページ)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-11.pdf>



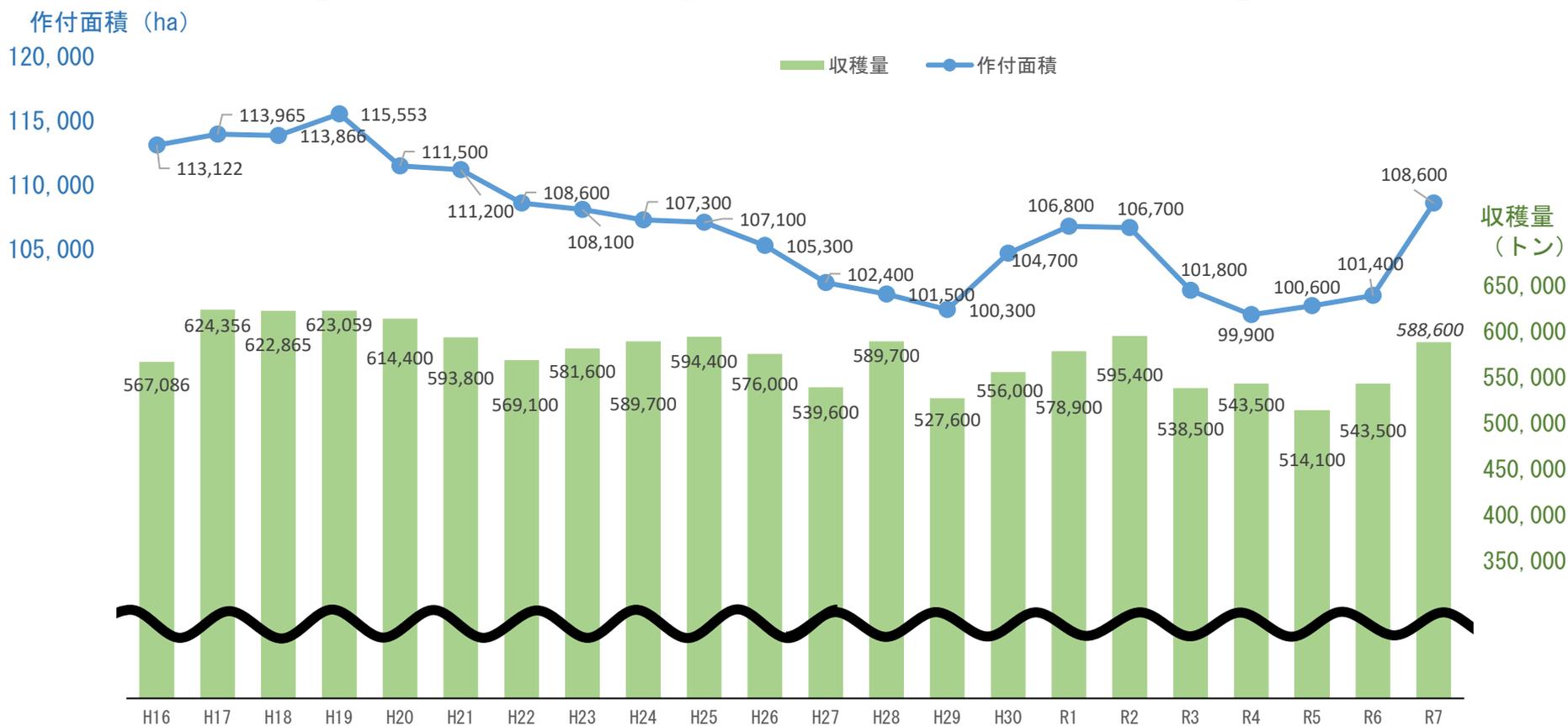
令和 8 年産米の需要に応じた生産及び 産地交付金の活用方針について

令和8年2月26日
新潟県農業再生協議会

1 新潟米をめぐる状況 ～本県の主食用米の生産状況～

○ 本県の令和7年産の主食用米の作付面積は108,600ha（前年産+7,200ha、7%増）、生産量は58.86万トン（作況単収指数102、前年産+4.51万トン）となった。

【主食用米の作付面積・収穫量の推移（新潟県）】



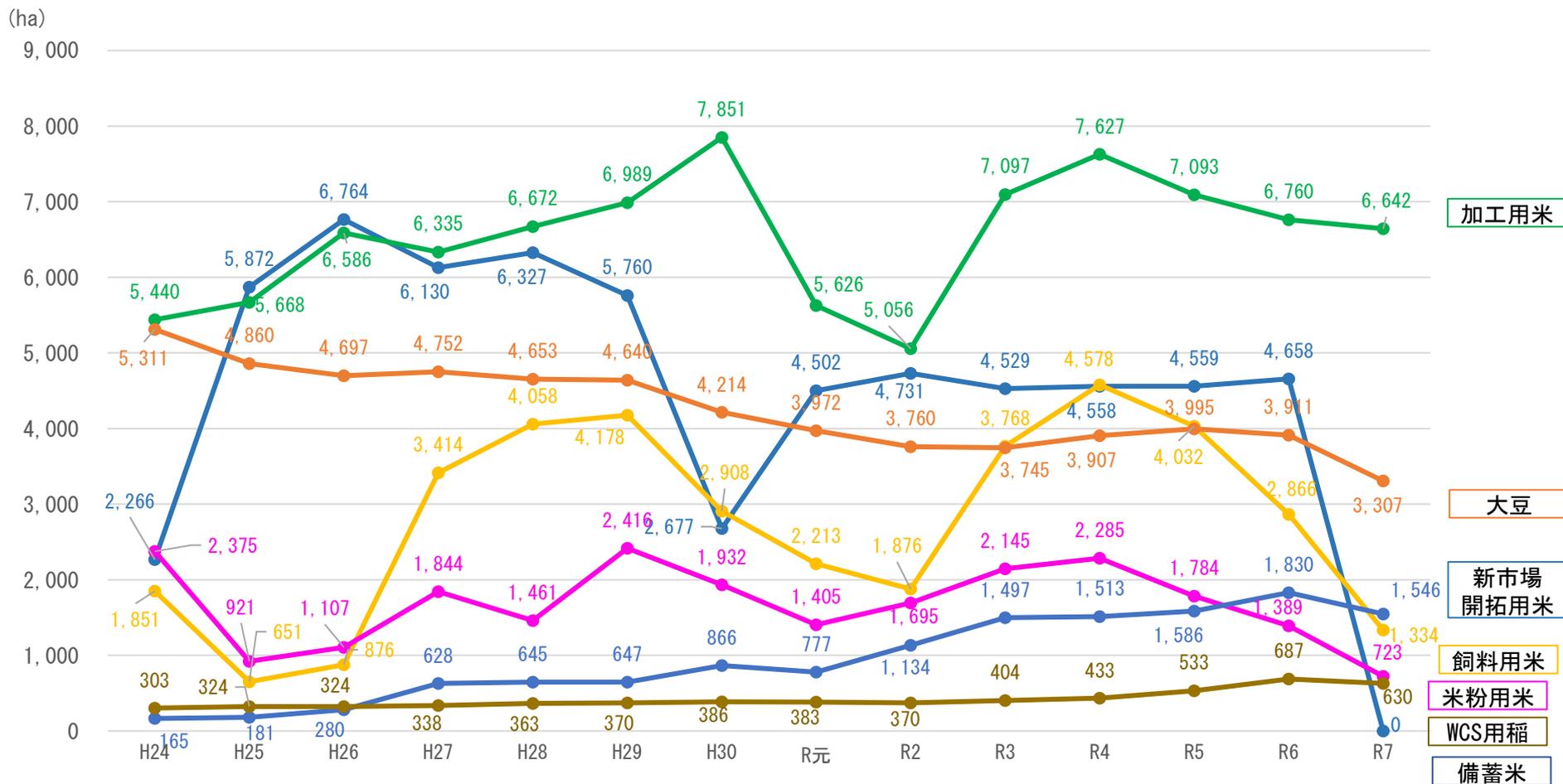
※作況 92 100 100 100 102 99 97 100 104 103 101 97 108 96 95 100 103 96 99 95 98 102

農林水産省 水田における作付状況、作物統計より作成（※作況についてはH16～R6は作況指数、R7は作況単収指数）

1 新潟米をめぐる状況 ～本県の転換作物の作付状況～

○ 令和7年産米は主食用米への転換が進み、麦を除く非主食用米等はいずれも減少した。

【主要な転換作物の作付面積の推移（新潟県）】

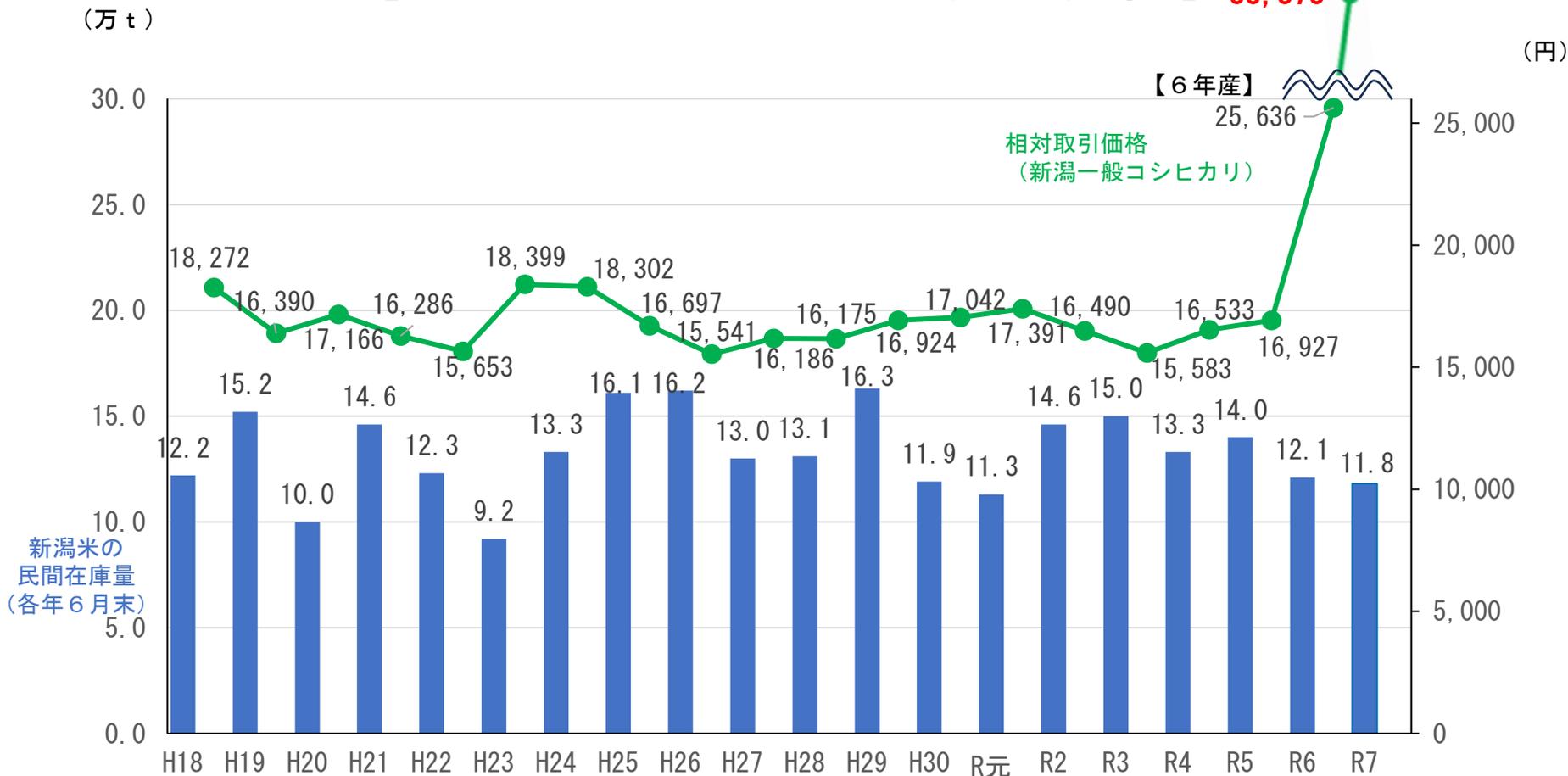


資料 農林水産省 面積は基幹作のみ

1 新潟米をめぐる状況 ～相対取引価格と民間在庫量の推移（新潟）～

- 令和7年6月末の在庫量は11.8万トンで前年同時期から0.3万トン減少
- 令和7年産の相対取引価格（12月までの速報値）は高止まりしている状況

【相対取引価格と民間在庫量の推移（新潟）】



注 相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（令和7年産は令和7年12月までの速報値）の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

資料 農林水産省（米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針及び米の相対取引価格を加工）

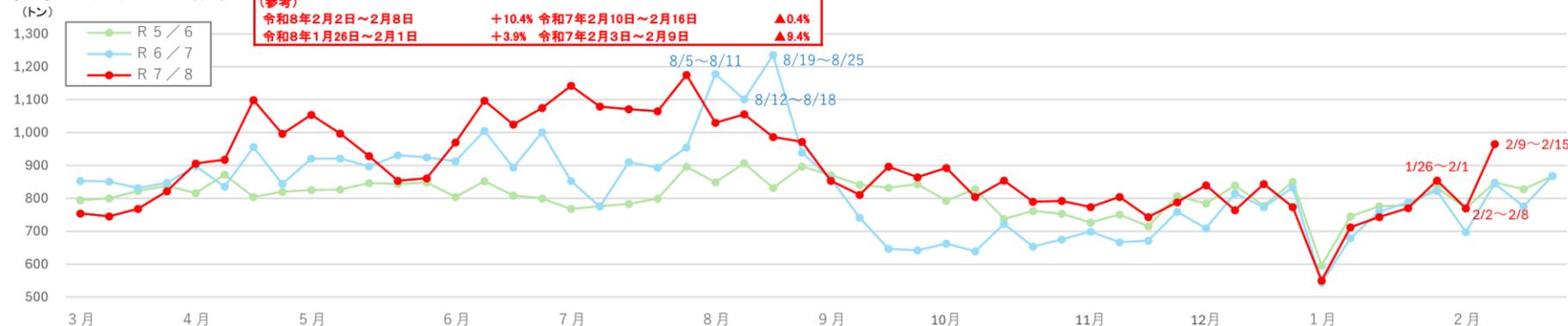
1 新潟米をめぐる状況 ～小売段階での販売状況～

○ 小売段階での販売数量は、令和8年1月以降では過去2年と同じようなトレンドで推移（ただし、令和7年産は、過去2年に比べ生産量が多いため、在庫の積み上がりが懸念）。

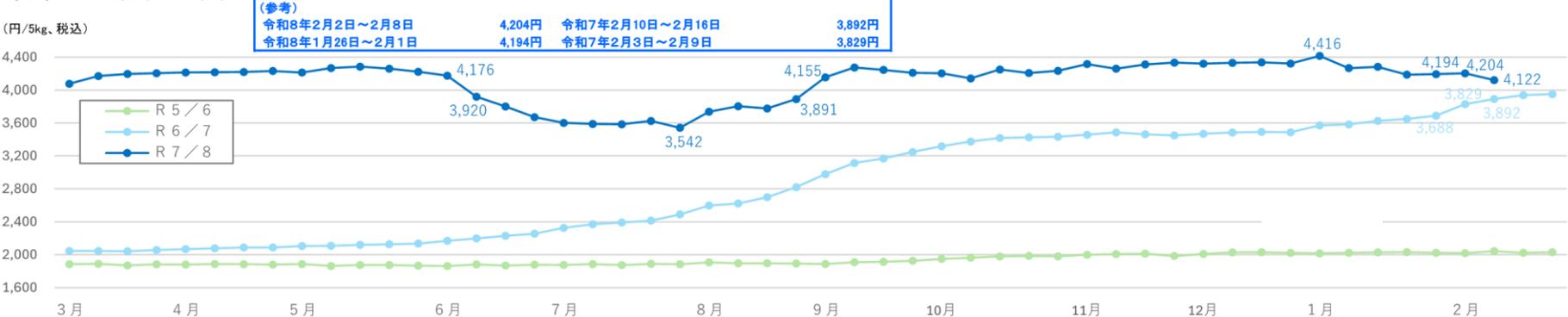
○ 販売価格は、令和8年1月をピークに下落傾向。

【スーパーでの販売数量・販売価格の推移（POSデータ 全国）】

(1) 販売数量の推移



(2) 販売価格の推移



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータ及び随意契約による政府備蓄米販売先事業者からの報告資料に基づいて農林水産省が作成

注1：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。

注2：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。

注3：『ブレンド米等』には、ブレンド米のほか、PB商品等も含まれる。

注4：ラウンドの関係で対前週比等の数値は一致しないことがある。

2 県生産目標について ～令和8年産主食用米～

○ 需要に応じた生産の推進に向け、昨年11月に設定した目標に向けて推進を図ることとする。

【令和8年産の生産目標】 { 篩目1.7mmベース (542kg/10a) }

	令和7年産実績	令和8年産目標	前年差
生産量	58.9万トン	56.2万トン	▲2.7万トン (95.4%)
面積	108,600 ha	103,700 ha	▲4,900 ha (95.5%)

(参考) 国・他県の8年産生産目標 (国 (生産量) ・他県 (面積))

都道府県	令和7年産実績	令和8年産目標	前年差
国見通し	747万トン	711万トン ※3	▲36万トン (95.2%)
北海道	90,400 ha	90,227 ha	▲173 ha (99.8%)
宮城県	65,300 ha	62,422 ha ※1	▲2,878 ha (95.6%)
秋田県	81,200 ha	74,177 ha	▲7,023 ha (91.2%)
山形県	57,100 ha	56,098 ha ※1	▲1,002 ha (98.2%)
福島県	67,000 ha	67,000 ha ※2	± 0 ha (100.0%)
茨城県	66,700 ha	64,999 ha	▲1,701 ha (97.4%)
千葉県	53,100 ha	49,770 ha	▲3,330 ha (93.7%)
富山県	33,700 ha	34,000 ha	+ 300 ha (100.1%)

※1 各道県の公表値を基に、酒造好適米を加えたもの。

※2 8年産目標は備蓄米を含む値。

※3 国取りまとめでは8年産目安合計値 (1月13日時点) は724万トン (目標+13万トン) となっている。

2 県生産目標について ～酒米・もち米について～

○ 酒米、もち米についても昨年11月に設定した目標に向けて取り組む。

作物名等	6年産実績 (千ha)	7年産実績 (千ha)	8年産目標 (千ha)		8年産の方向性
全主食用米	101.4	108.6	103.7 (前年▲4.9)		
酒米	2.4	2.3	2.4	➡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内実需者が必要としている量を確保するため、生産を拡大 ・ 国事業の活用や産地との結びつきを推進
もち米	3.0	2.7	2.7	➡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内実需者が必要としている量を確保するため、7年産の生産量を維持
酒米、もち米以外	96.0	103.6	98.6 (前年▲5.0)		

※ 酒米は五百万石と越淡麗の種子注文数等から算定した数値

※ もち米は米穀検査実績（国公表値）、加工用米生産量（国公表値）、種子注文数等から算定した数値

2 県生産目標について ～非主食用米について～

○ 非主食用米についても昨年11月に設定した目標に向けて取り組む。

作物名等	6年産実績 (千ha)	7年産実績 (千ha)	8年産目標 (千ha)		8年産の方向性
加工用米	6.8	6.6	6.7	➡	・ 県内実需者が必要としている量を確保するため、生産を拡大 ・ 安定供給につながる、省力・低コスト・多収栽培を推進
米粉用米	1.4	0.7	1.0	➡	
輸出用米	1.8	1.5	1.7	➡	・ 海外からのニーズのある品種を中心に、輸出を拡大
飼料用米	2.9	1.3	1.3	➡	・ 多収品種での取組を基本とし、県産飼料用米を必要としている県内畜産業者の需要に応じて生産。一般品種で取組んできた場合は、加工、米粉、輸出用米へ転換
WCS用稲 飼料作物	1.0	0.9	1.0	➡	・ 県産粗飼料の需要にしっかりと対応
大豆	3.9	3.3	3.3	➡	・ 水稲との輪作により生産を維持・拡大
麦	0.2	0.2	0.2	➡	・ 県産小麦の需要に応えるため、水稲との輪作により生産を維持・拡大
(備蓄米)	(4.7)	(0)	(4.2)	(-)	※国の買入れ状況や価格等に応じ対応
合計	22.7	14.5	19.4 (前年+4.9)		

※ 水田における作付状況調査（国公表）の数値

3 地域農業再生協議会や認定方針作成者（集荷業者）の声 ①

- 県農業再生協議会では、地域農業再生協議会や認定方針作成者との意見交換を実施。

【地域農業再生協議会の声】（令和8年1月）

○ 酒米・もち米について

（酒米）

- ・ 7年産の単価では、コメ新等の助成金を含めたとしても主食用米との価格差が大きい
ため、8年産の推進に向けて、各種支援策の拡充や活用などが必要と考えている。

（もち米）

- ・ 生産と実需者との結びつきが強いため、8年産の生産者は横ばいの見込み。

○ 非主食用米について

- ・ 7年産では主食用米と非主食用米の価格差が大きくなりすぎた。8年産に向けては
収入差を埋める手段を考えて推進する必要がある。
- ・ 8年産の最低保証額や、政府備蓄米の落札価格の水準など、今後の情勢に注目してい
る。それらを基にして、今後の推進方針を考えていきたい。
- ・ 大規模経営体では、早生品種（非主食用米）の導入により作期が分散し、主食用の
品質維持につながっている。

【認定方針作成者（集荷業者）の声】（令和8年1～2月）

○ 令和7年産米の販売状況について

- ・ 主食用米について、品種を問わず7年産米の荷動きは鈍いままで、一部では値下げが始まっている。備蓄米の落札金額が見えてくれば、7年産米の販売価格へ反映する小売業者が出てくるのではないかと。

○ 酒米・もち米について

- ・ もち米は、令和7年産の不足感から価格が上がりすぎたため、令和7年産の購入を思い留まる加工業者もいる。
- ・ 酒米は、生産側と実需がしっかり結びついている産地では、8年産に向けて需給の変動は少ない。

○ 非主食用米について

- ・ 国産の加工用米から安価な輸入米に切り替える加工業者が増えている。
- ・ 主食用米との価格差が大きくなりすぎた中でも、安定して農家から加工用米を作ってもらうため、実需者に状況を説明し、値上げしてもらった。

【対応方針①】

水田所得の確保による新潟米の安定生産（農業者に対する働きかけ）

- 作期分散や従事者の作業負担の軽減を図る大規模経営体等をターゲットに、団地化支援や農林県単など、県の支援策等を活用して、非主食用米等の安定生産を推進する。
- コメ新事業や産地交付金等の積極的な活用と、農地の集約化や省力・低コスト・多収により水田所得の最大化を推進する。
 - ・ 支援が拡充されたコメ新事業や、産地交付金（7年度追加配分による、8年産の米粉用米の維持・拡大への支援を追加）等を最大限活用する。
 - ・ 農地の集約化と合わせ、品種・用途毎の団地化を支援することで、省力・低コスト化を推進するとともに、多収（品種・技術）も併せて取組むことで所得の最大化を図る。

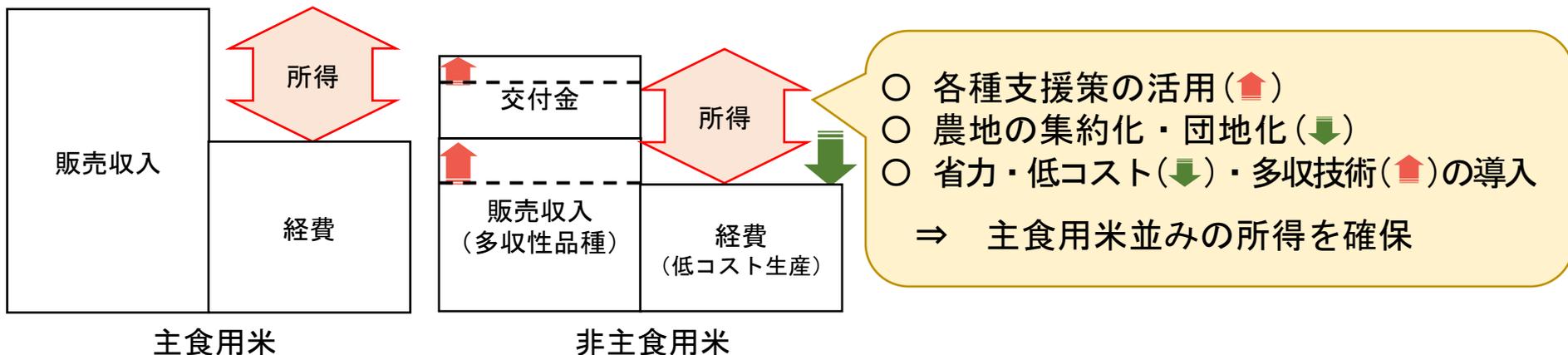
【対応方針②】

生産者と食品製造事業者の結びつきを強化（方針作成者に対する働きかけ）

- 生産者と実需者の意見交換等による、生産現場の要望（農家の意向）と実需の要望（用途、品種、価格帯など）を踏まえた直接的な関係づくりを推進する。
- 原料米の安定確保に向け、生産の継続・定着につながる、複数年契約等を推進する。

4 令和8年産の推進 ～水田所得の最大化に向けて（1）～

【非主食用米の所得確保イメージ】



<交付金（支援策）について>

○ 令和8年度コメ新市場開拓等促進事業の拡充

- ・ 支援対象に酒造好適米を追加、多収品種加算の新設*、米粉用米の対象品種の拡大等。
- (* 本県における多収品種：アキヒカリ、いただき、亀の蔵、新潟次郎、ゆきみのり、ゆきみらい、みずほの輝き、ゆきん子舞、つきあかり、あきだわら、ちほみのり、あきあかね、にじのきらめき等)

○ 令和7年度産地交付金の追加配分

- ・ 県設定の支援単価を増額（加工・米粉・輸出用米：1万円/10a→1.3万円/10a、WCS用稲・飼料作物：0.5万円/10a→0.6万円/10a）。
- ・ 加えて、米粉用米支援を拡充（8年産で7年産と同等以上の生産を行う場合にはプラス1.5万円/10a）。

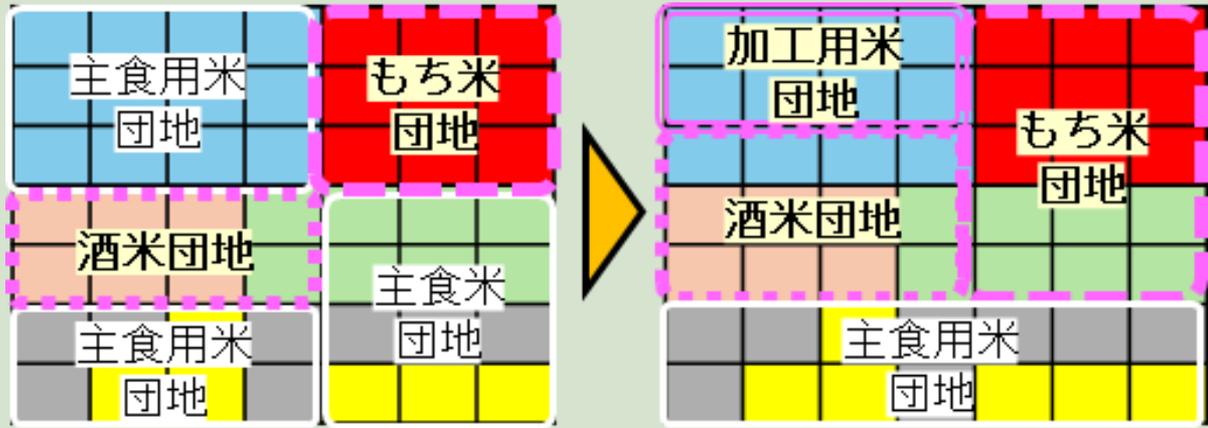
○ 令和8年度産地交付金（詳細は後述）

- ・ 県設定では加工・米粉・輸出用米等への支援を継続（令和7年度の当初と同等。1万円/10aまたは0.5万円/10a）。
- ・ 地域協議会では、麦・大豆や高収益作物を中心に支援。

【新潟県 令和8年度新規事業】

農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業

<多用途利用米団地化定着タイプ>

対象地域	地域計画区域内
交付要件	<p>(1) 対象期間内に、多用途利用米の団地を、新たに1ha以上または10%以上面積増加(10%増加後の面積は1ha以上)すること</p> <p>(2) (1)で団地化された多用途利用米について、3年以上の複数年契約が締結されること</p> 
集約団地	2筆以上で隣接した1ha以上の同一用途・品種の団地
交付単価	2.0万円/10a
対象期間	当該事業に係る複数年契約締結年度から契約に基づく出荷開始年度

【新潟県 令和8年度事業】

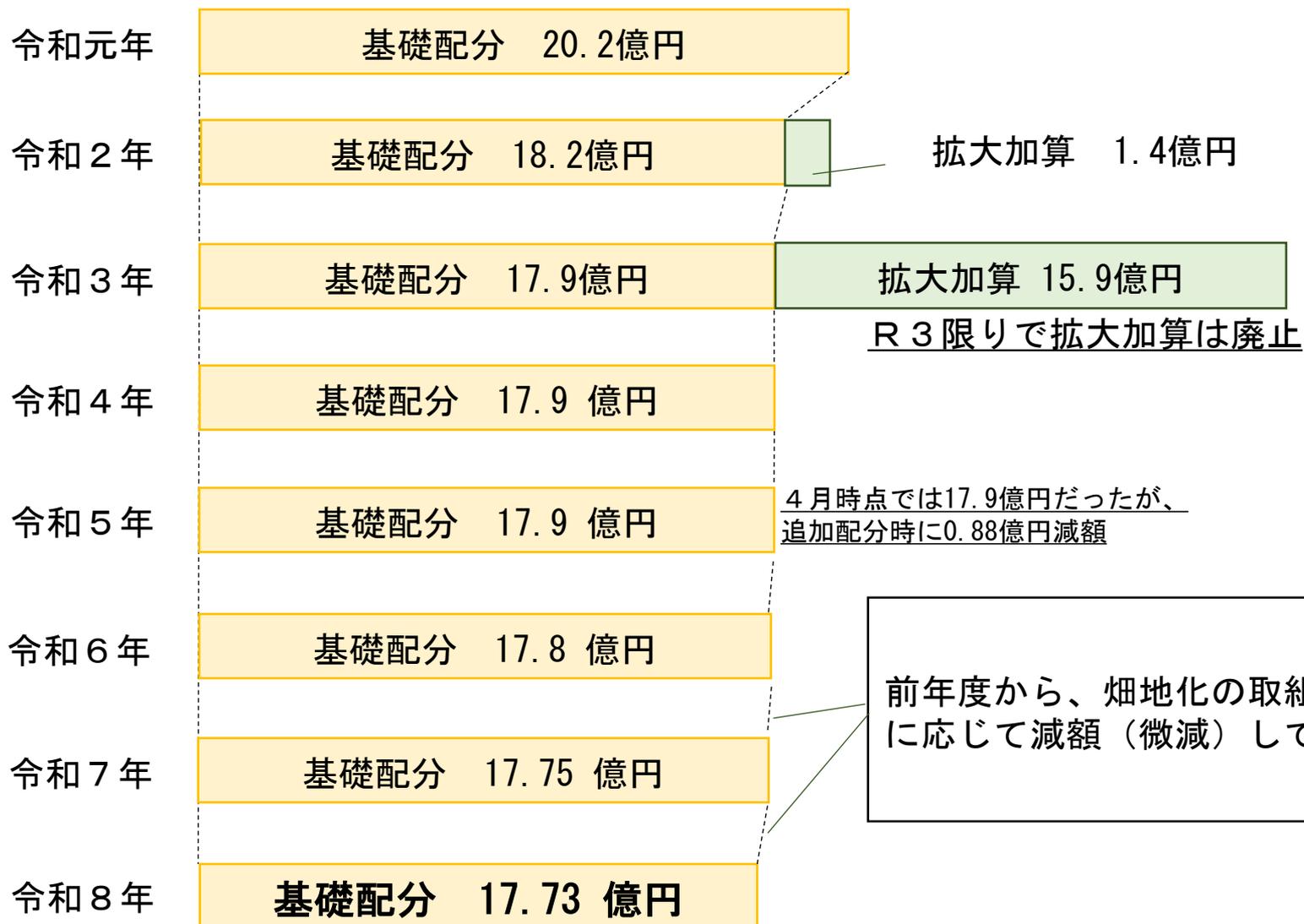
新潟県農林水産業総合振興事業（多様な米づくり推進総合支援）

事業目的	加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組を推進する。
事業主体	農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、認定農業者、農業協同組合 等
支援内容	<p>① 非主食用米等多収穫・コスト低減推進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合等が行う、加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減等の取組に必要な機械・施設の整備を支援 ・ 認定農業者等の、加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減等の取組に必要な機械のリース方式の導入を支援。 <p>② 非主食用米作業受託体制整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合等が、加工・輸出・米粉用米の生産に係る<u>作業受託</u>を行うために必要な機械・施設の整備を支援 ・ 認定農業者等の、加工・輸出・米粉用米の生産に係る<u>作業受託</u>を行うために必要な機械のリース方式の導入を支援。
補助率	機械整備 5 / 10以内、施設整備 5 / 10以内

5 令和8年度 産地交付金活用方針 ～本県への配分予定額～

○ 本県への配分予定額は17.73億円（前年度から微減）

【本県への産地交付金当初配分額の推移】



5 令和8年度 産地交付金活用方針 ～活用方針と県設定支援～

- 昨年11月に設定した方針に従い、非主食用米を安定生産・供給するため、7年産と同等の県設定支援を実施し、残額が生じた場合は米粉用米を優先的に支援する。

令和7年度 県設定支援
【所要額 約10億円】

加工用米 安定生産支援	10,000円/10a
新市場開拓用米 低コスト生産支援	10,000円/10a
米粉用米 生産性向上支援	10,000円/10a
WCS用稲・ 飼料作物 生産性向上支援	5,000円/10a



令和8年度 県設定支援
【所要額 約10億円】

加工用米 安定生産支援	10,000円/10a
新市場開拓用米 低コスト生産支援	10,000円/10a
米粉用米 生産性向上支援	10,000円/10a
WCS用稲・ 飼料作物 生産性向上支援	5,000円/10a

※ 残額が生じたため、上記単価を増額

※ 上限を設定し、その上で残額が生じた場合は、米粉用米を優先的に支援

5 令和8年度 産地交付金 ～地域農業再生協議会への配分～

- 地域協議会への配分にあたっては、これまで同様に、下記の3要素で算定。
 - ① 前年産の転換作物の作付面積に応じた配分
 - ② 前年度の産地交付金基礎配分額に応じた配分
 - ③ 当年産の転換作物の作付計画に応じた配分
- ①、③の要素については、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米を除いた転換作物の面積を用いて算出する。

地域農業再生協議会への配分額

	令和7年度 (約7.8億円)	令和8年度 (約7.8億円)
① 前年産の転換作物(※)の作付面積に応じた配分 (転換作物(※)の合計面積のシェア割りで算出、ただし、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米を除いた面積)	3.9億円	3.9億円
② 前年度の産地交付金基礎配分額に応じた配分	3.1億円	3.1億円
③ 当年産の転換作物(※)の作付計画に応じた配分 (①の要素と同じ作物のシェア割りで算出)	0.8億円	0.8億円

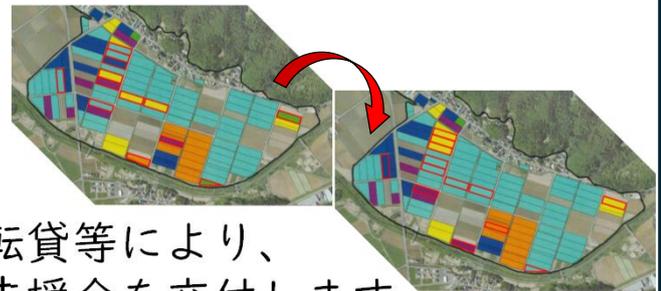
※ 転換作物：加工用米、米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲、飼料作物、飼料用米、麦、大豆、そば、高収益作物

農地集約プラス多用途利用米 団地化定着支援事業

○ 事業目的

物価高騰等による厳しい経営環境の中、担い手への効率的な生産体制を構築し、生産性・収益性の向上を図るため、担い手の農地の集約化や多用途利用米（酒造好適米、もち米、非主食用米）の団地形成の取組への支援を、集中的かつ強力に進めることを目的としています。

○ 事業概要



1 地域集約タイプ（国事業）

地域内の農地について、機構からの転貸等により、農地の集約化に取り組む地域に対し、支援金を交付します

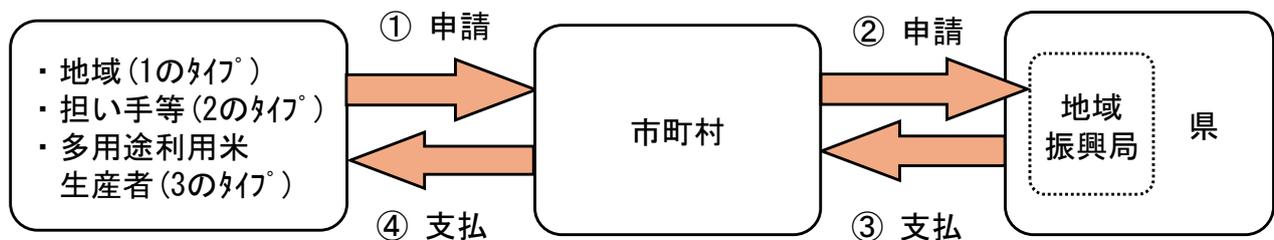
2 担い手集約タイプ（県単独）

地域集約タイプに該当せず、機構からの転貸等により、担い手への農地の集約化を行う担い手等に対し、支援金を交付します

3 多用途利用米団地定着タイプ（県単独）

酒造好適米・もち米・非主食用米の新たな団地形成や団地面積の拡大を行う生産者に対し、支援金を交付します

○ 事業の流れ



○本事業は令和8年度限りです

○支援金の使途は、自由に決めることができます



事業の要件等一覧

タイプ	地域集約タイプ（国事業）	
	大規模集約タイプ	基本タイプ
1 交付対象	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」	
2 交付要件	集約化目標年度までに、以下のいずれかの要件を満たすこと ① 地域の農地面積に占める1ha ^{※1} 以上の団地面積が10%以上増加すること ② 既に地域の農地面積に占める1ha ^{※1} 以上の団地面積の割合が30%以上の地域では、1ha以上の団地又は独立する1筆のほ場の1箇所当たりの平均面積1.5倍以上になること	
3 交付対象農地	集約化目標年度までに機構から転貸される農地のうち、新たに大規模経営体 ^{※2} が耕作する5ha ^{※3} 以上の団地の形成に寄与した農地	集約化目標年度までに機構から転貸される農地のうち、新たに1ha ^{※1} 以上の団地の形成に寄与した農地
4 交付単価	5.0万円/10a	1.0万円/10a or 3.0万円/10a



※1 中山間地域では0.5ha以上

※2 事業実施後の耕地面積が15ha(中山間地域では7.5ha)以上の経営体

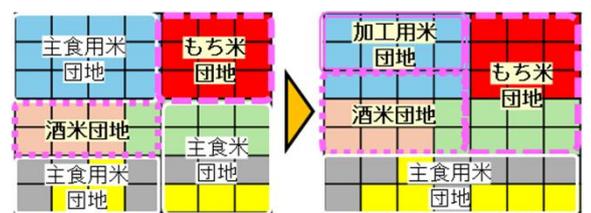
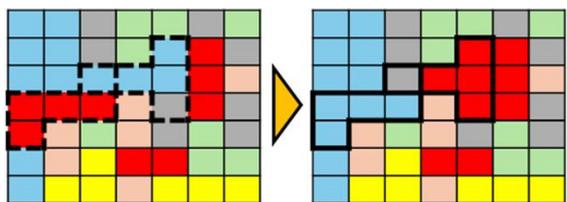
※3 中山間地域では2.5ha以上

一体的に活用

※ 単独での活用も可能

タイプ	担い手集約タイプ（県事業）
1 交付対象	地域計画に位置付けられた担い手等
2 交付要件	(1) 地域集約タイプ(国事業)の交付要件に該当しないこと (2) 地域計画に位置付けられた担い手に新たに1ha以上集約すること () ・ 中山間地域は0.5ha以上 ・ 担い手がn人の場合、合計n×1ha以上集約すること(中山間地域はn×0.5ha以上)
3 交付対象農地	地域計画に位置付けられた担い手が新たに集約する農地に係る面積
4 交付単価	 2.0万円/10a

タイプ	多用途利用米団地定着タイプ（県事業）
1 交付対象	地域計画に位置付けられた農業を担う者のうち多用途利用米生産者
2 交付要件	(1) 多用途利用米の団地を、新たに1ha以上形成又は10%以上面積拡大(拡大後の面積は1ha以上)すること (2) (1)で団地化する多用途利用米について、3年以上の複数年契約を締結すること ※ 地域集約タイプ、担い手集約タイプと一体的に活用(単独での活用も可能)
3 交付対象農地	2の交付要件を満たす面積
4 交付単価	2.0万円/10a 



事業の詳細は、管内の地域振興局・農業企画(企画振興)課にお問い合わせください

